THE SUGGESTION
THE SUGGESTION
提言

中小企業組合総合研究所機関紙
8月1日
第163号（2019年）

発行所
一般社団法人 中小企業組合総合研究所
〒533-0032 大阪市東淀川区淡路3-6-31 協同会館アソシエ2F
電話 06-6328-5577 FAX 06-6328-5588
URL http://www.kumiaisouken.com/

提言・約束事

1. 基本的には読者参加型の提言新聞とします。併せてニュース解説や話題を提供します。
2. 投稿の場合、社会規範に反するものは受付けません。原稿掲載はスペース等の関係もあり編集者の判断にお任せ下さい。

独裁を生む危険性も
緊急事態条項は本当に必要なのか

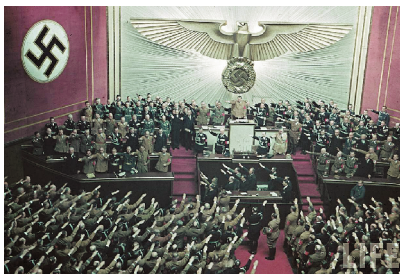
2018年3月、自民党大会において、「9条への自衛隊明記」、「緊急事態条項創設」、「参院選『合区』解消」、「教育の充実」の4項目からなる「改憲たたき台素案」が発表された。改憲に反対する人々の関心は、「9条への自衛隊明記」に集まったが、大災害や武力攻撃などの「緊急事態」を名目に内閣に強大な権力を付与する「緊急事態条項創設」については、なぜか話題にも上らない。かつてこの緊急事態条項が悪用され、独裁へと走らせてしまった国がドイツである。日本の憲法に「緊急事態条項」を持ち込んだ場合、ドイツと同じ過ちを起こさないという保証があるのか。「知らなかった」では済まされない。

なぜワイマール憲法下で独裁が

ちょうど100年前の1919年、ドイツでワイマール憲法が制定された。第一条は国民主権。その他、男女平等、思想信条の自由、基本的人権の尊重など、世界で最も民主的な憲法といわれた。

そのワイマール憲法の下で、なぜアドルフ・ヒトラーの独裁を許してしまったのか。実はヒトラーはワイマール憲法にある第48条「国家緊急権」を悪用し政権を奪取した。「国家緊急権」とは、「国家が緊急事態に陥った場合に、大統領に権限を集中する」というもので、非常時には大統領が一時的には何でもできるという条文だった。この条文がヒトラーに独裁の道を開かせてしまった。

1932年、議会で国家社会主義ドイツ労働者党（ナチ）は第一党になり、翌年にはヒトラーが首相に就任した。ヒトラーは政権基盤を固めるために、就任早々に議会を解散した。そして1933年2月、国会議事堂放火事件が起きると、ヒトラーはこれを共産党の犯行だと断言し、当時のヒンデンブルク大統領を動かし、国家緊急権である大統領緊急令を発動させ、言論・報道・集会・結社の自由、通信の秘密を制限し、司法手続きなしで逮捕もできるようにしてしまった。野党が自由を奪われた中で行なわれた選挙で、ヒトラー率いるナチ党は議席を増やし、そして強行採決をして成立させたのが「全権委任法」だった。全権委任法は、国会の審議を経ずに、政府が憲法の改正を含めて、すべての法律を制定できてしまう法律だった。国家緊急権を発動してわずか一か月足らずで、世界一民主的な憲法の下で独裁が確立した。


日本にナチの悪夢を蘇らせてはならない

緊急事態条項は必要か

ここまでは約90年前のドイツで起きてしまったことだが、日本でも同じことが起こらないと言えるだろうか。

自民党は2012年に公表した憲法改正草案で「緊急事態条項の創設」を提案。その内容は、緊急時には首相に権限を集中させ、国会議員の任期延長を可能とし、与党は政令を出し放題、すべての人が否応なく国に従うことを余儀なくされ、法の下の平等や思想・信条・表現・言論の自由などといった権利を制限してしまうというものだった。

さすがにこれでは理解を得られないと思ったのか、昨年3月に提示した「改憲たたき台素案」では、緊急事態条項を新設するのではなく、「憲法73条」ならびに「憲法64条」に付け加える案に変更している。その内容は「第73条2：大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。②内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない」。「第64条2：大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の3分の2以上の多数で、その任期の特例を定めることができる」となった。

2012年の憲法改正草案にあった「総理への権限の集中」や「国民の権利制限」といった文言が消えており、一見問題ないように見えるが、表現が曖昧になったことによって拡大解釈が可能となっている。

現行法でも対応可能

例えば衆院が解散していても、緊急時には内閣は参議院に緊急集会を求めることができ、緊急集会が国会の代わりを果たせる。このことにより予算や法律への対応も可能であるから、わざわざ憲法改正する必要はない。

73条の2に「法律で定めるところにより」とあるが、法律は衆議院・参議院の過半数があれば通過させることが可能だ。つまり、過半数を占める与党であれば何でもできるということにつながりかねない。

また、東日本大震災では、政府の対応次第で救えた命はあったかもしれないが、それでも憲法に不備があったわけではない。「災害対策基本法」など、緊急事態に備える法律はすでに整備されており、それらの法律の運用で十分に対応できるにもかかわらず、なぜ憲法を改正する必要があるのか。憲法に緊急事態条項を入れなくても、必要とあれば法律を改正したり、新たな法律を作るなどで十分に対応ができる。

民主主義の基本は「法の支配」で「人の支配」ではない。人の支配は性善説が前提となっているが、良い人ばかりではない。権力者はいつの時代でも、常にさらなる権力を求めるものである。安倍首相は「憲法審査会で議論を」という前に、まずはその改憲4項目がどんな目的で、何のために改憲をしようと考えているのかをしっかりと説明すべきだし、何より国民的な議論が必要だ。

人生を一変させた「赤紙」

8月15日、74年目の「敗戦の日」を迎える。太平洋戦争の犠牲者は日本だけでも320万人におよぶ。戦争の激化に伴い、兵員需要を補うために、「赤紙」が乱発された。赤紙を受け取ると、それまでの生活の如何を問わず、否応なく死と隣り合わせの戦場に送り込まれた。

「赤紙」とは、戦時中の日本の兵役制度において、在郷軍人を兵として召集するために用いられた命令書のことで、紙の色が朱色系だったため、俗に「赤紙」と呼ばれていた。

当時、満20歳の男子は全員が徴兵検査を受けた。甲種および乙種合格者は二年間の兵役があり、丙種合格者は兵役にはつかず、兵役を終えて帰郷した者とともに「在郷軍人」として普段の生活を送った。その在郷軍人を有事の際に兵として呼び集めるのが召集令状、いわゆる「赤紙」である。

軍司令部で発行された召集令状は地域の警察署で保管され、動員令が発令されると警察署から地域の役場へ運ばれ、兵事係が応召者本人に直接手渡した。召集令状は手渡しが原則なので、たとえ夜中であっても、家人が出てくるまで玄関の戸が叩かれ続けた。

従軍記や映画などで「兵隊の命は一銭五厘」という表現があるが、これは当時のハガキの郵便料金が一銭五厘であったことからきている。しかし実際には、赤紙は役場の職員が持参するため、一銭五厘さえもかかっていなかった。

当時の社会では、戦争に反対したり、兵役を拒否することは社会全体を敵にして戦うことを意味していた。この場合の社会とは、戦争を遂行するための社会、戦闘継続だけが正当であり、自国の利益と主張のみが絶対正義であり、それに反対する勢力は全て非国民であるということになる。

個人の価値観はもぎ取られ、国家の価値だけが絶対視される。個人の命を国家が好きなように扱うことが許される体制において、人間性は貶められ、軍隊の上下関係の中で下される命令を守ることばかりが求められる。

なぜあのような無謀な戦争に向かって、日本社会が国を挙げて賛同し突入していったのかという問いに対して、私たちはしっかりと考えてきただろうか。当時の指導部の誤りと責任は重大であるが、それに賛同し、反対することなく追従した日本社会というものをしっかり見極める必要がある。

季折々 四

日本の未来？

G 20大阪サミットの成果は如何に。安倍首相は自慢げに、「違いより、共通点を」と意気込んだが、アメリカの意向を忖度した薄っぺらい「共同宣言」に止まった。

トランプ大統領は、「日米安保条約破棄の考えがある」と主張している。その真意は如何に。武器購入の大得意である日本に、更なる武器購入を求める算段があるのでは。

武器購入の好きな安倍首相も、トランプ大統領の主張に反応して、声高に「自己防衛」が必要として、更なる武器購入に突っ走るのでは。

日本の防衛省予算は、年々膨らむばかり。ここにきて、ホルムズ海峡での原油タンカーの「防衛」が必要だとして、武器購入に拍車がかかるのでは。

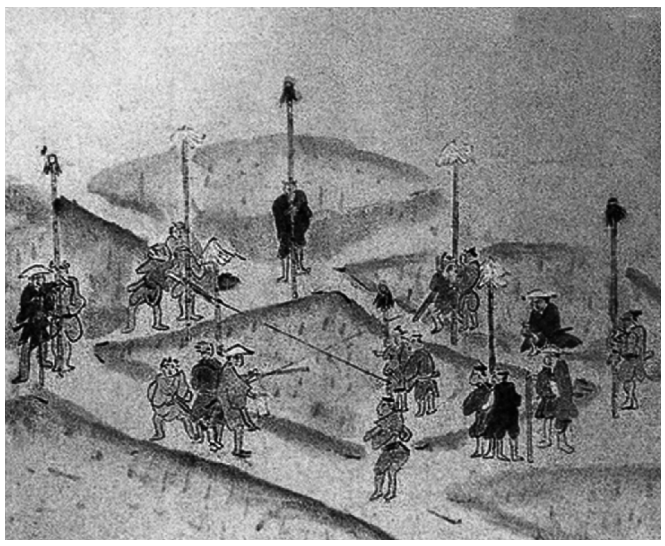
死ぬまで働けと言わんばかりに、年金の支払い年齢は年々引き上げられていく。その上に、「100年安心」と言われてきた年金基金が底をついてきたことから、麻生財務大臣は、老後のために2000万円超が必要とする報告書を受け、「個人の責任で積み立てろ」と言い出している。日本の未来は本当に大丈夫だろうか。

（武 洋一）

地域アソシエーションの芽(3)

大阪労働学校・アソシエ顧問
国際経済労働研究所所長
本山美彦

財産区の話（3）

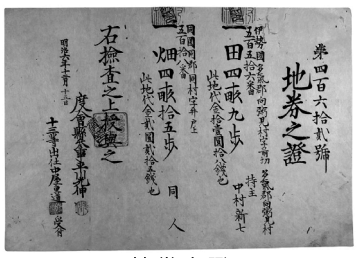

太閤検地の様子

地租改正と入会林野問題

統一的な方法による全国的な土地調査は、有名な「太閤検地」でした（一五八二～九八年に豊臣秀吉によって行なわれた検地）。なかでも、一五九四～九五年の「文禄検地」がもっとも徹底したものでした。それは、従前の荘園制的特権を打破し、耕地一筆ごとに一人の作人を貼り付けることを原則として、すべての土地を画一的に領主に直属させようとするものでした。貢租収納枡も京枡（きょうます）に、土地の単位を石高（こくだか）に統一、六尺三寸を一間（けん）、一間平方を一歩（ぶ）、一段（反・たん）を三〇〇歩と定められたのです。

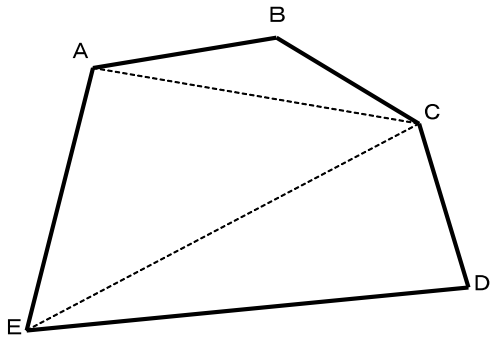

秀吉が定めた京枡。内側の寸法は縦横ともに5寸（約156ミリ）、深さ2寸5分（約76ミリ）

一八七二（明治五）年、明治政府は、田畑売買を解禁し、作付けの自由を認めました。売買後の所有権の移動を明確にするために、「地券之證」（壬申地券）が発行されました。


地券之證

その翌年の一八七三（明治六）年から一八八一（明治一四）年にかけて、「地租改正条例」（一八七三年七月）に基づき、土地価格を算定すべく、土地調査が実施されました（「地租改正事業」）。

土地調査を終えた後、政府は、一八八四（明治一七）年三月、「地租条例」を公布、統一した形式による「土地台帳」を、現在の市町村役場に相当する「戸長役場」（こちょうやくば）に備え置くことにしました。ただし、この調査の不正確さが露呈し、翌年（一八八五年）の二月、各府県に新しく「三斜法」（三角形に分割して測量）を用いた再調査を命令しています（地押調査ノ件）。この再調査は大規模なもので、この年の調査でもって、明治の地租改正事業は終了したとされています。



【三斜法】多角形の土地を複数の三角形に分割し、それぞれの三角形の面積の合計によって目的の土地全体の面積を求める。

一八六九（明治二）年の「版籍奉還」によって、それまで各藩の所有であった「藩有林」は、そして一八七一（明治四）年の「社寺領上知」（しゃじりょうじょうち）によって「社寺有林」も、さらに一八七三（明治六）年の地租改正によって所有者不明の林野が、明治新政府によって官有林に強制的に編入されてしまいました。まさに土地の強制収容だったのです。

一八七六（明治九）年、「山林原野等官民区分処分法」によって、山林の「官民有区分」が設定されました。そして、一八八一（明治一四）年、「農商務省」が創設され、官有林にかぎっては、同省の山林局が所管することになりました。

一八八九（明治二二）年四月一日、前年に公布されていた「市制・町村制」が実施されました。それは、それまで、七万有余あった町村数を、一万三,〇〇〇有余にまで減少させるほど、未曾有の大規模な町村合併政策でした。この合併政策が実施される前には、集落に所有されている「入会地」の林野は、まだ、町村所有に移管されてはいなかったのです。


山県有朋

一八八九年の政策には、入会地の管理権を町村に移管させて、日露戦争後の財政基盤強化を図るという狙いがありました。いまで言う「民活」です。この政策を主導したのは、「内務卿」の山県有朋（やまがたありとも・一八三八～一九二二年）でした。山県は、一八八三（明治一六）年、内務卿に就任し、以降も、初代の「内務大臣」として、地方行政改革に邁進していました。しかし、山県自身が官有地の払い下げを受けています。当時の民活は高級役人が官有地の払い下げを受けることだったのです。ちなみに、いまのJRの土地は、そもそもが国有地だったのですよ。

一九〇六（明治二九）年五月、「地方長官会議」に内務省が「部落有財産ノ統一並利用ニ関スル件」を「注意事項」として公表しました。部落有林野の統一を目指すべきだとされたのである。

一九〇七（明治四〇）年に全国で発生した大水害を理由に、明治政府は「森林法改正」を行ない、公有林野に積極的に関わろうとしました。

翌一九〇八（明治四一）年に就任した山林局長（上山満之進・かみやままんのしん）が部落有林野を町村有林野に統合する方針を強く打ち出しました。ここから、全国的な規模で入会権を死守したい村民と、町村長との深刻な対立が、始まったのです。ここで前もって強調しておきたいことがあります。入会地は個人の所有ではない村民の共有財産であったことを。この共有財産が、政府を私物化する豪商たちによって、私物化されていきます。これが、戦前の高級住宅地に化けたのです。高級住宅街として誇りを持つ人たちにまず知っていただかねばならない史実なのです。


上山満之進

抑止力にならない海兵隊
沖縄に基地はいらない

約3万7千人の在日米軍のうち、2万6千人が沖縄に駐留している。その約60％が海兵隊だ。沖縄にある米軍基地の大半は海兵隊のものだ。

2013年の日米合意で、沖縄の海兵隊の多くがグアムなどに移転することが決まり、沖縄に残る海兵隊は定数1万人になる。その半数は司令部要員で、残る実戦部隊は2千人規模の第31海兵遠征部隊だけになる。

日本政府は辺野古新基地を作る理由として、東アジアにおける抑止力の維持を挙げる。しかし第31海兵遠征部隊は演習や訓練のため、一年のうち半分は沖縄にはいない。有事の際に日本にいないかもしれない部隊が、果たして抑止力になるのだろうか。

アメリカも第31海兵遠征部隊のみを抑止力とは考えていない。有事の際にはグアムやハワイ、アメリカ本土などから大部隊が派遣される。つまり平時には沖縄に駐留し続ける必要はない。抑止力にならない海兵隊のために多額の税金を使い、基地を建設する必要はあるのだろうか。

現在、日本の非正規雇用は全労働者の4割にのぼり、平均年収が200万円以下の貧困層が930万人もいる。この状態を放置したまま、基地建設に税金を投入することに、少しの疑問も持たないのだろうか。

新元号「令和」の「和」の字には、「やまと（日本）」という意味もある。新しい時代が「冷和」（冷たい日本）とならないよう願うばかりだ。

戯画



テーマ：負担増は誰のため？

Kinbara
近畿バラセメント輸送協同組合
近畿圏のセメント輸送ネットワークで
安全・効率化に貢献します。
Kinbaraは安心のマーク
理事長　毛屋和重
〒533-0032　大阪市東淀川区淡路3-6-31
協同会館アソシエ 2F
TEL 06-6328-4700　FAX 06-6328-4701

憲法28条の破壊　警察・検察の暴挙

関ナマ 大津・湖東協組事件

裁判報告　地裁判決　大津地裁

労組つぶしは許さない「勝手連しが」

■大津協組事件 公判

6月3日、大津地裁で第5回大津協組事件公判があり、はじめて退廷者が出ました。工事を進めた工務店の証人が、あまりにも法令に無知。あきれた傍聴人が「それでようやってるわ」とブーイング。これを裁判官に「不規則発言」とされたものです。

午前の証人（工務店F氏）、「住宅の工事現場に連帯労組員3人が来て、1人はビデオカメラを回していました。労組員に道路使用許可証の提示を求められましたが、忘れていて持っていなかった。側溝に流された水（汚水）などを指摘されて、警察を呼んだり…。それで工事が少し遅れました」。

弁護側の反対尋問、「道路使用許可条件は守られていなかった。汚水のpHは12。これは産業廃棄物の対象です」。

弁護人の再尋問、「（証人に）あなたは、工事は止めましょうかと言った。それに対して労組員は、いいえ、作業はどんどん進めてくださいと、言いましたね」。

証人「はい」。検察側は、急いで再尋問を求めて立つ。が、発言がしどろもどろで要領を得ず。

午後は、意図（証言内容）のあいまいな検察側証人の後、問題の工事現場のビデオが1時間近く放映された。一目瞭然とはこのことか。生々しい現場のやり取り。警察調書とは対極的に、労組員の口調は穏やかで、「お願いします調」。

労組員、「車検証を貼ってないんですヨ。このまま走ってもいいのか、わからんので警察を呼んでみます。ここは私道なんで、道路使用許可を取ってあるのかどうかも…」。

第5回公判は、完全に弁護側のリード。

■湖東協組事件 公判

6月5日、大津地裁で第19回湖東協組事件公判がありました。午前の証人（工務店F氏）は、おとといの（6月3日）しゃべったばかりの同一人物。調書通りの発言を繰り返す。事件を二つに分けて審理する。同じ証言を繰り返して裁判を引き延ばす。これは検察の常套策。それに乗せられ、操られている裁判官。勾留されている人々（8人）の苦境など、どこ吹く風の人質司法。ついでながら、明日午後の予定証人は、事件の張本人。警察から天下りしたフジタ大阪支店顧問。なんと3度目の登場。話の中身は調書の丸暗記。

■第4次弾圧事件 公判

滋賀県警に続いて京都府警も…。

動いたのは共に組織犯罪対策課（通称、マル暴）。基本的人権をはく奪した暴力団対策法による「組織暴力員」と、労組員を同一視した暴挙である。労働3権を定めた憲法28条への攻撃。その先頭に立っているのは、なんと組対課とは。エスカレートする一方の警察。法廷では増長する検察ペースが続いていた。が、6月25日、大津地裁「第4次弾圧」公判で、この流れを一変させる大きな動きがあった。

ダラダラ審理にストップ

ゼロからの整理手続きへ

剛腕弁護士 一喝

工事現場、事業者に法令順守を促すコンプライアンス活動。その正当な労組の活動に「恐喝未遂、威力業務妨害」などという汚名を着せ、その審理もダラダラと検察ペースで続いていたが、その流れに、ついに弁護側が真っ向から立ち向かった。組合役員をはじめ、12名が被告席に着き、弁護側もA弁護士以外はがらりと顔触れが変わった。型どおりの検察側の起訴状読み上げに続き、被告による罪状認否が行なわれた。が、その直後、弁護側から強烈な反論が出た。裁判官、検察側に交互に視線を飛ばしながら、迫力満点の論述。

B弁護士、「共謀の事実は示されていない。検察から証拠とされているものも、立証がされていない。こんな裁判を続ける意義があるのか」。高名な弁護士の、この一喝に裁判官はたじたじ。検察側も反論の声なし。いつもの立ち合う検事の姿はない。

裁判官、「証拠資料を示せ、の主張には私も同意します。コンプラ活動は認められてきたわけですしネ。証拠の開示も必要。整理手続きをしないといけませんね」。この裁定で、法廷の空気が一変した。

弁護側・裁判官・検察側による三者協議の日程がさっそく決められ、沈みがちだった傍聴席にも、喜びの表情が広がった。

裁判後の報告会のA弁護士、「今日は素晴らしい公判になりました。今後の進め方に関して、検察側に強力な異議が唱えられ、それが通りました」。

重苦しい法廷の流れ、息苦しい傍聴席の空気が続いていた。が、詰めかけた人々の頬に、やっとこの日、初夏の爽やかな風が流れた。

参院選をふりかえって

大阪労働学校・アソシエ学長 斉藤日出治



政党が掲げる政策課題と、民衆の暮らしとがこれほど乖離した選挙はなかったのではないか。選挙が民衆の暮らしを再建するためのパイプとならない。有権者はそのことをなによりも見抜いていた。政治がやってきたのは、その逆のことであった。国の政治は、民衆の暮らしを壊してきたのだ。与党は、経済成長と改憲を訴え、消費税引き上げを、社会保障の充実と財政再建のために必要だと訴えた。だが経済成長は、大企業の利益を増やしても、地域を疲弊させ、人々を分断して、格差や貧困を蔓延させ、民衆の暮らしを壊してきた。改憲は国家の安全保障の強化を訴えるが、民衆が地域で安心して暮らす生活を少しも保障してはくれない。むしろ、「外の脅威」をあおり立てる軍備増強は、地域の暮らしを危うくする。そのことを分かっているから、国民のほとんどは改憲など少しも望んではない。

このような民衆の暮らしを壊す政治が、投票率を押し下げた。特に若者は自らの暮らしと乖離した政治にかかわるどころか、自分ひとりで生きぬくことに必死になっている。誰にも頼れない、という状況を生み出したのは、ほかならぬこの国の政治ではなかったか。若者の投票率はわずか三〇％で、自民党も公明党も比例代表の得票率を前回の参院選よりも大幅に減らしている。

今回の選挙で唯一活気づいたのは、地方で自らの暮らしの課題に、地方住民自身が主体的にかかわったところである。米軍の辺野古基地建設を拒み続ける沖縄、自衛隊のイージス・アショアの対応に抗議した秋田、忖度発言の自民党候補を引きずり下ろした新潟などである。それから、民衆の暮らしが壊れているという危機意識を前面に出して、性的マイノリティや重度の障がい者を国会に送り込もうとした「れいわ新選組」である。

議会制民主主義が大多数の社会的弱者の要求を代表しない、このことが今回の選挙でますますあらわとなった。単身生活者が、誰も知らないうちにひっそりと孤独死し、若者だけでなく、中高年が家庭に引きこもる。若者の自殺が絶えない。この荒廃した現実は、戦後日本社会を支えてきた企業主導の体制が新自由主義の嵐の中で完全に崩れ去った結果である。ところが、日本の政治は、あいかわらず崩れ去った過去の企業社会の利益団体（経営者団体、企業別労働組合、農協など）を支持基盤にし続けている。

企業社会が崩壊し、多くの人々がこの利益享受の仕組みから排除された。これらの利益団体はすっかり形骸化し、その利益の外部に多くの民衆を排除した。あらゆるセーフティネットを失って、「自分しか頼れない」孤独者がいまや多数派になりつつある。ところがこの多数派の苦境に応える政治が築かれない。ポピュリズムが台頭するのはこのような社会状況があるからではないか。

農村は疲弊し、都市には近隣やコミュニティを失った孤独な単身者が暮らす。これらの人々にとって、政治は自らの生活不安、将来性の欠如に応えてくれるものではない。非正規で働く若者にとって、頼れるのは自分だけ、誰も助けてくれない、自分が頑張るしかない。このように考える人は、投票に行かないか、あるいは「ほかよりはまし」と与党を選ぶ。

民主主義政治の再建は、社会を営利という私的原理にゆだねて人と人との関係を分断し、経済成長に向けて人々を動員する社会を、連帯と協力の理念によって、再創造することなしには果たしえない。政治は、このような社会の再創造をめぐる社会闘争と連動するようになるとき、はじめて活力を取り戻すのではないか。生きているのが辛い、息苦しい、という人々の悲鳴に応える政治が求められている。私にとって、今回の参院選のこれが唯一の教訓である。

関西生コン関連労働組合連合会

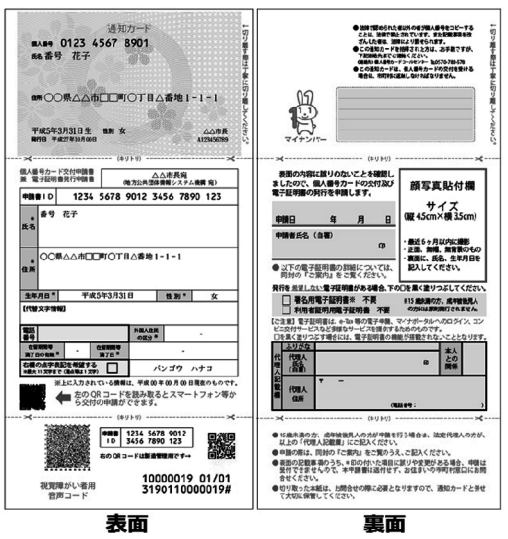
全日本建設運輸連帯労働組合
関西地区生コン支部
執行委員長　武 建一
〒550−0021
大阪市西区川口2-4-28
TEL06-6583-5546
FAX06-6582-6547

全日本港湾労働組合
関西地方 大阪支部
執行委員長　樋口万浩
〒552−0021
大阪市港区築港1-12-27
TEL06-6575-3131
FAX06-6575-3134

デジタルファースト法成立で マイナンバー「通知カード」が廃止

普及の進まないマイナンバーカード

行政手続きを原則、電子申請に統一する「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案」いわゆる「デジタルファースト法」が5月24日、参院本会議で可決、成立した。



表面　　裏面

一年以内の廃止が決まった「マイナンバー通知カード」

「マイナンバー通知カード」は、付番されたマイナンバーを国民一人ひとりに知らせるために2016年1月から郵送が開始された紙のカードのことで、受け取った人は、同封されていた申込用紙で、顔写真とICチップが搭載された「マイナンバーカード」の交付を受けることができた。しかしマイナンバーカードの普及率は国民の15%程度に留まっている。

政府としては、国民の多くが強制されなくてもマイナンバーカードを申し込むものと考えていたようだが、その必要性を感じない国民が大多数で、普及は一向に進まなかった。

カード普及のために数々の施策が

そこでマイナンバーカードを普及させたい政府が考えたのは、マイナンバーカードを持たない人が不利になる施策だ。まず、マイナンバーカードを通じたポイント還元セールや、消費税の増税後の緩和措置としてのポイント還元を行なうということだ。

次に、2021年3月からマイナンバーカードを保険証として使えるようにすることを公表した。それでもマイナンバーカードの普及は進まなかったので、最後に通知カードの廃止によるマイナンバーカードの事実上の強制所持となりそうだ。内閣府のホームページの「Q&A」にも「カードの取得は義務ではありません」と記載されているのだが。

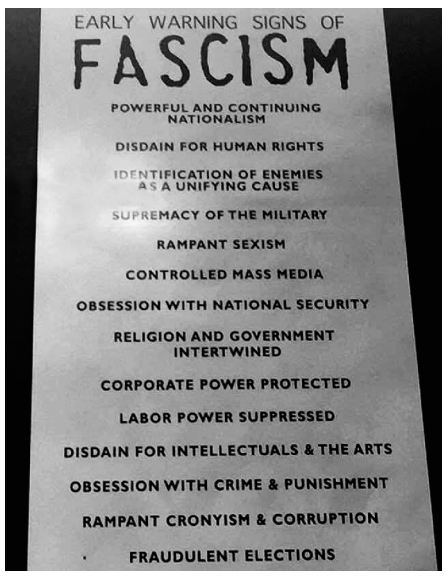
カード普及促進の裏にあるもの

なぜこんなにも政府はマイナンバーカードを普及させたいのか。政府は「国民の利便性向上」をまず挙げる。例えばマイナンバーカードを健康保険証と

渡辺千賀子
アソシエ後援会
〒533-0032
大阪市東淀川区淡路三―六―三一
電話（〇六）四八六二―四〇二二
FAX（〇六）四八六二―四〇二三

社会資本政策研究会
〒533-0032
大阪市東淀川区淡路三―六―三一
協同会館アソシエ1階
電話（〇六）四八六二―四〇二二
FAX（〇六）四八六二―四〇二三

ファシズムの初期兆候



ファシズムとは以下のように定義されている。「極右の国家主義的、全体主義的政治形態。初めはイタリアのムッソリーニの政治運動の呼称であったが、広義にはドイツのナチズムやスペインその他の同様の政治運動をさす。自由主義・共産主義に反対し、独裁的な指導者や暴力による政治の謳歌などを特徴とする」（出典：小学館・『大辞泉』）。

ワシントンDCにある「ホロコースト記念博物館」は、第二次世界大戦でナチス・ドイツが行なったユダヤ人大量虐殺の悲劇を伝える、世界最大のホロコースト博物館である。

同博物館に『ファシズムの初期の兆候』と題されたリストが展示されている（写真上）。書いたのはアメリカの政治学者のローレンス・W・ブリット氏。ファシズム研究で知られるブリット氏は、ヒトラーやムッソリーニなどファシストたちの研究から、自由・民主・平和主義を否定したファシズムが、初期にどのような兆候を示していたのかを記述した。

リストは14項目からなり、当初はトランプ政権に酷似しているとアメリカで話題になったが、日本の現状に照らし合わせても、驚くほど似ている。以下、リストの内容と日本の現状を併記する。

①強情なナショナリズム～自国第一主義。愛国心教育の推進。

②人権の軽視～個人より公益を優先する自民党新憲法草案。強引な取り調べで冤罪が大量発生。長期勾留。

③団結のための敵づくり～国民の不満を逸らすための仮想敵国づくり。

④軍事の優先～安保法制の強行採決。武器輸出の緩和。防衛予算の増大。

⑤性差別の横行～G20構成国中、最低数の女性議員。LGBT（性的少数者）への差別意識と偏見。女性議員への心ないヤジ。

⑥マスメディアのコントロール～特定の報道記者からの取材を拒否。国境なき記者団が毎年発表している世界報道自由度ランキングの著しい低下。政権批判を口にする記者、コメンテーターの降板。

⑦国家の治安に対する執着～特定秘密法、盗聴法、共謀罪の制定。沖縄の基地反対派排除への強硬姿勢。

⑧宗教と政治の癒着～靖國神社という特定の宗教法人に、多くの政治家が集団参拝。

⑨企業の保護～過労死を誘発する「働き方改革」の推進。法人税率の引き下げなど大企業への優遇税制。外国人労働者の受け入れ拡大。

⑩労働者の抑圧～非正規社員の割合を増やす政策。労働組合の排除。

⑪学問と芸術の軽視～学費の値上げや教育関連支出の削減によって、社会的格差が固定。道徳教育の必修化、教科書検定の厳格化。基礎研究を軽視し、大学や研究機関との軍学共同の動きの強化。

⑫犯罪の厳罰化への執着～組織犯罪処罰法改正。

⑬身びいきの横行と腐敗～森友・加計問題に象徴される身びいきの横行。

⑭不正な選挙～選挙システムを独占受注・運営する企業がある不思議さ。全有権者の4分の1の得票で大議席を獲得する選挙制度。

トランプ氏が大統領選に勝利した後、ホロコースト記念博物館は次のような声明を発した。「ホロコースト（大量虐殺）は殺人によって始まるのではない。言葉によって始められるのだ」。

◆

湯川秀樹博士らによって創設され、人道主義と平和主義を訴える「世界平和アピール7人委員会」は、2017年6月、当時、参議院で審議中の「共謀罪」法案に対して、「国会は死にかけている」と緊急アピールを発表した。その中で「いまや首相も国会議員も官僚も、国会での自身の発言の一言一句が記録されて公の歴史史料になることを歯牙にもかけない。政府も官庁も、都合の悪い資料は公文書であっても平気で破棄し、公開しても多くは黒塗りで、黒を白と言い、有るものを無いと言い、批判や異論を封じ、問題を追及するメディアを恫喝する。こんな民主主義国家がどこにあるだろうか」と語気を強くして訴えた。

特定秘密保護法や安保関連法、共謀罪法の制定など「戦争できる国」へ暴走する日本。ファシズムはもう遠い昔の出来事ではない。



不都合な真実は隠される

上：「働けば自由になる」とあるアウシュビッツ強制収容所の門

下：福島第一原発が立地する双葉町に掲げられていた原発PR看板

コンクリート工学年次大会2019（札幌）

公益社団法人日本コンクリート工学会（JCI）主催のコンクリート工学年次大会2019（札幌）は「ずっと もっと つなぐ コンクリート」をメインテーマに、7月10～12日の3日間、札幌コンベンションセンターで開催された。一般社団法人グリーンコンクリート研究センターは、今年で9度目の出展となった。

ずっと もっと つなぐ コンクリート



コンクリートテクノプラザ2019では、86社・グループが関連技術の展示・解説を行ない、その内55社・グループが技術紹介セッションにおいて最新技術を紹介した。また、コンクリート工学講演会では、584件の論文発表・報告が行なわれ、生コンセミナーは、「生産性向上と品質確保～未来へつなぐ生コンクリート～」のテーマで、非常に活発な情報発信や意見交換が行なわれた。

特別講演会では、北見工業大学教授の桝井文人氏による、北海道らしい「寒冷地の工学『カーリングを科学する』研究プロジェクトの挑戦」との演題で講演された。

他に、会場ロビーでは、大会キャッチコピーの一部である「つなぐ」をテーマに、公募作品から入賞作品のフォト・動画の展示が行なわれていた。



2日目に行なわれた懇親会では、JCIの芳村学会長、横田弘実行委員長に続き、来賓として北海道開発局の後藤貞二局長が挨拶され、JCIの田畑雅幸名誉会長の乾杯挨拶で歓談に入った。

北海道らしい食事と共に各テーブルで同席になった方々と新たな交流が生まれる中、JCIの河合研至次期実行委員長より、来年度は広島で開催されることの挨拶の後、JCIの溝口光男総務部会長の挨拶で閉会した。

最終日のテクノプラザ閉会式では、コンクリートテクノプラザ安中慎太郎部会長より、参加者、関係者へのお礼と、「期間中各ブースにおいて直接来場者と接することで、多くのつながりが生まれ、多くの結びつきが得られ、それが今後の仕事の励みや糧になると信じている」と挨拶があり、年次大会の3日間を終了した。

最終日に小雨がパラついたものの、それ以外は湿度が低く、気温が上がっても気持ちの良い天気で、来場者数も今大会全体では延べ約10,350名。うちテクノプラザの入場者は延べ約5,750名と盛況だった。

グリーンコンクリート研究センターのブースでは、タペストリーで各事業を紹介し、ポーラスコンクリートの特性（透水性、保水性、揚水性等）を活かした植木鉢や、藻場形成をイメージしたポーラスコンに水草を活着させたもの、浮島をイメージした浮くポーラスコンなどを展示し、環境にやさしいインフラ整備に繋がることを提案した。ブースには、ポーラスの知識や関心を持つ大学教授、研究機関の方々の他、海外の方も訪れた。また、地元企業の方々との知識共有もできた。期間中の夕食時に、すすき野の街でブース来場の外国の方に声をかけられるという一幕もあり、本大会の主要目的といえる「コンクリートを通じた人的交流」が図られていることが実感できた。



会場の札幌コンベンションセンター

今大会には、グリーンセンター・松浦理事、坂井事務局長、協同会館アソシエ・池田、近バラ協・海部の4名が参加した。

◆

【税を知る】シリーズ 法定外目的税って何？②

宿泊税制度の比較（一人一泊につき）

		東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町
導入時期		2002年	2017年	2018年	2019年	2019年
税額	7千円未満	－	－	200円	200円	宿泊料金の2%
	7千円以上1万円未満	－	100円	200円	200円	
	1万円以上1.5万円未満	100円	100円	200円	200円	
	1.5万円以上2万円未満	200円	200円	200円	200円	
	2万円以上5万円未満	200円	300円	500円	500円	
	5万円以上	200円	300円	1,000円	500円	
対象施設		旅館ホテル	旅館・ホテル・簡易宿泊所・民泊	民泊を含む市内の全宿泊施設	旅館・ホテル・簡易宿泊所・民泊	倶知安町内の宿泊施設

宿泊税（東京都・大阪府ほか）

日本政府観光局（JNTO）の発表によると、2018年の訪日外国人旅行者数は、前年比8・7%増の3,119万人で、JNTOが統計を取り始めた1964年以降、過去最高となったそうです。

増加するインバウンド需要へのインフラ・観光整備として、自治体が導入を検討しているのが宿泊税です。宿泊税は、旅館やホテルなどに泊まる場合、一人一泊の宿泊料金に対して課税されます。食事料金や会議室の利用料金などは含まれません。

対象となる施設や金額は自治体により異なります。宿泊税は、宿泊施設等が宿泊者から徴収し、所定の期限までに各自治体に一括納入されます。

【東京都】

東京都は2002年10月、全国に先駆けて宿泊税を導入しました。対象となる宿泊施設はホテルや旅館で、簡易宿所や、いわゆる民泊施設などは含みません。宿泊料金が1万円以上の場合に限って100～200円を徴収します。2017年度には約24億円の税収があり、観光案内所の運営や、公衆無線LANの整備など、観光客の受け入れ環境整備に使われました。

なお2020年7月1日から9月30日までは、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴って、宿泊税の課税が一時停止されます。

【大阪府】

大阪府は、2017年1月から宿泊税を導入しました。対象となる宿泊施設は旅館、ホテル、簡易宿泊所、そして民泊も含んでいます。当初は東京都と同様に宿泊料金が1万円以上の宿泊料金についてのみ課税していました。しかし、2017年度の大阪府の外国人観光客が過去最高の1110万人になったにもかかわらず、10億9千万円を想定していた税収が、実際は7億7千万円にとどまったことをうけて、大阪府は「安価な宿泊施設の増加で価格競争が激化し、課税対象外（一泊1万円未満）の施設の宿泊者数が増えたため」として、2019年6月から課税対象を7千円以上へ拡大しました。

【京都市】

2018年10月からは、京都市でも宿泊税の徴収がスタートしました。市内の旅館やホテルなどに宿泊すると最高で一泊1,000円の税金と、かなり強気の税額です。東京都や大阪府では、非課税となる宿泊料金も設定されていますが、京都市は宿泊料金にかかわらず宿泊税を納めなければなりません（子どもにも宿泊税がかかります）。ただし小・中・高校の修学旅行生については、課税対象から除外されています。

宿泊税の使い道ですが、案内標識の整備、観光案内所の運営、観光プロモーションなど、観光振興事業に充てられています。

宿泊税導入の経緯として、京都市は厳しい景観規制のために高層建築物が少なく、加えて非課税の神社仏閣が多いなどの理由で固定資産税を多く取れないという事情があります。

【金沢市】

金沢市は2019年4月から宿泊税が導入されました。課税対象は旅館、ホテル、簡易宿泊所、民泊で、京都市同様に宿泊金額に関わらず課税されます。

【北海道倶知安町】

倶知安町は、2019年11月から宿泊税の導入を始めます。倶知安町内の宿泊施設に宿泊した宿泊者から宿泊料金の2%を宿泊税として徴収します。なお小・中・高校の修学旅行生については課税免除となります。

◆

宿泊税は地域外からの観光客などに課税され、住民には直接影響がないため、反対もなく導入される傾向があります。本来こうした目的税は、消費税導入を決める際に、なるべく廃止をして消費税に一本化していくという話でした。消費者からすれば、消費税を支払ったうえに、宿泊税も取られることになるからです。消費税には地方自治体の「取り分」も含まれており、事実上の二重課税となっています。

市町村による無秩序な課税の乱立が起こる可能性もあり、導入の際は、地域や都道府県内での連携が一層重要になるとともに、目的外に使われていないか注視する必要があります。

組合紹介
県下37市町村、87万人の生命と財産を守る
奈良県広域消防組合（奈良県橿原市）



消防の業務は本来、各市町村で消防本部を持ち運用するのが基本だが、消防組織の維持・充実には多額の費用を要するため、小規模な自治体では消防を維持するのが難しい。そこで隣接する自治体の消防部分だけを一つにまとめて、共同で消防事務（消防に関するすべての業務）を行なう消防組合という組織を作った。消防は地方自治行政において、最も早い時期に広域行政が実現した分野であり、広域地方行政の優等生とも評されている。また、「組合」と名前はついているが、地方公共団体である。

奈良県広域消防組合は平成26年に、奈良市と生駒市を除く37市町村にあった11消防組織を集約（広域化）し結成された日本最大の消防組合である。管轄面積は3361㎢で奈良県面積の90％を占める。管轄人口も87万人と県内の65％が管轄区域内に居住している。現在の職員数は1284人である（4月1日現在）。

奈良県橿原市にある同組合で向井総務課長にお話しをうかがった。

広域化したメリットは

今までは、すぐ近くの災害現場であっても、管轄外には出動できませんでしたが、広域化で管轄を無くしたことによって、現場に最も近い消防署から向かえるようになりました。管内の全ての119番をここで受け、第一報が入った時点で、火災の規模、救助・救急の必要性を判断して、適切な台数を送り込みますので、非常に速いスピードで動くことができます。



昨年、岡山県での豪雨災害にも、こちらからもかなりの台数を送り込んだのですが、それも組織が大きくなったことで、自分の所の安全を保ちながらでも、多くの応援を派遣することが可能となりました。

また、分散していた指令センターを二元化したことや、救急車などを購入する場合も一括入札で購入することができて、コストの削減が可能となりました。



災害の多様化の中で

昔に比べて色々な装備、例えば救助隊ですと防護服や除染シャワー等、様々な特殊装備を積み込む傾向になっており、救急の分野においても、単に患者さんを病院まで搬送するだけではなく、救急救命士が救急の現場に行って、点滴や呼吸を確保するためのいろいろな装備をしています。

地震や集中豪雨に備えて

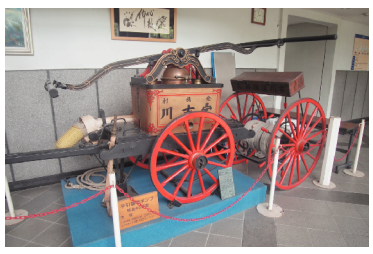
市民の方には、できるだけ早めの避難と、最低3食3日分の備蓄品を保存しておくことを推奨しています。食料以外にも常備薬や救急用品、懐中電灯なども入れていただければと思います。

現場での思い

救急や火災の現場で、「何してんねん。もっと早く来んか」と怒られることはあります。でも怒られるということは、それだけ我々に対する期待が大きいととらえています。反対に「助けていただいてありがとうございました」と言っていただけることも多々ありました。やはりそういう声で我々は支えられていると思います。感謝されるというのは、それだけ重要な仕事をしているということと心しています。

高い行動力の支えは

「消防の方は命を懸けて」とよく言っていただくのですが、でも、命を懸けているのではなくて、安全を確認した上で活動をしているというところはあると思います。危険な場所ではありますが、日々訓練をして、危険を察知する能力をつけて、その上で安全な装備を付けて行くというのが大前提です。何もなしに、上の者が「行け」とは言えません。自分たちが危険に晒されると、助けに行くことも出来ませんので、自分たちの安全を確保した上で行くことが大原則です。



手引き腕用ポンプ（明治45年製）

淡路中学校・空き教室での「あわじ寺子屋」の取り組み
特定非営利活動法人あわじ寺子屋　理事長　大賀喜子

あわじ寺子屋は、「いつでも！　だれでも！　ようこそ！」を合言葉に、地域の子どもの居場所づくり、学習支援に取り組んでいる民間学童活動を行なっているNPO法人である。設立趣旨は、貧困の連鎖と虐待の連鎖の解決。誰でも何時でも出入り自由で、小学生から高校生まで、年間延べ5000名が利用している。活動内容は、子ども達の宿題やテスト勉強の指導、図書館の開設、様々なゲームや紙芝居等のレクリエーション活動。退職した教職員の方や大学生、周辺地域の支援者などがボランティアで運営している。直面する現在の課題は、資金不足と人材の確保である。地域総研アソシエに加入したことでクーラーを2台手に入れられ、関生支部青年部との協力関係も構築。色んな事が相談できると期待をよせる。

5月からG20サミット「テロ対策」の影響で移転を余儀なくされたが、地域の支援で転居先を確保。いまなお地域の子ども達の身近な心の拠り所としてその役割を果たしている。

突然の閉鎖の指示

昨年の1月、東淀川区役所から、G20サミットのため大阪市消防局が使用するから6月1日～7月中旬まで活動場所である「西淡路小学校跡地」の使用禁止が告げられました。使用している団体は、その間、自分で活動場所を探すようにということでした。災害時の避難場はどうなるのかとの質問には、その時は対応するとのことでした。

翌日、子どもたちに話すと、「大賀さんは休めていいが、子どもたちは困る」との声が一斉に子どもたちから上がり、急遽代替え地を用意して欲しいという「賛同署名」を集めることになりました。子どもたちも保護者の協力を得て、署名を集め、保護者会代表の藤岡さんと区役所に届けました。

この子どもたちや、保護者の活動のお陰で、6月1日～7月19日まで、大阪市立淡路中学校の空き教室（情報スペース）をお借りすることになりました。使用にあたっては、学校側から、①運動場の使用禁止、②お菓子は食べない、③自転車は指定の場所に駐輪等の条件が出ました。最も心配したのが、学校を休みがちな子どもたちが来てくれるかでしたが、私服を許可していただいたこともあり、普段どうりに来てくれたのでほっとしました。でも、使用してみて沢山の利点があることに気づきました。



①先生方が顔を出してくれるということです。「子どもと先生方との交流の場」となっています。②一つの教室で、目が届くということです。③広い中庭で鬼ごっこやかくれんぼができることです。小学生にとっては、中学校は「異なる世界」で、探検して楽しんでいます。

心揺さぶられた出来事

ある日、高校生の女子から「死にたい、高校も行きたくない、何よりも家から出たい」との相談がありました。その日は、午後10時までスタッフが話し合い、翌日、当事者と共に通学する高校、東淀川警察の少年課・相談室、東淀川区役所・子育て支援室を訪ねました。当事者の17歳の生徒が直接関係者に訴えました。つまり、子ども権利条約・第12条で保障されている「子どもの意見表明権」を行使したのです。これは、関係者にインパクトと衝撃を与えました。その日の午後、大阪市子ども相談センターが直ちに一時保護し、彼女の切実な思いと訴えに応えてもらいました。

子どもは、国や行政機関・地域に守られるべき存在です。同時に、守られるべきお客さんという存在だけではありません。自ら発信する主権者でもあるのです。子どもたちが、自らの社会的存在に目覚め、「Me Too運動」のように声を上げ、自分の力で守るよう目覚めさせる必要があります。子ども支援の在り方を考えさせられました。



言芸提文

~投稿歓迎~

・安倍運転　ご注意下さい　右折します　（小林一首）

・戦争に　行くことない人　向こう見ず　（スタン反戦）

右折ばかりでいつか来た道に戻らないように。巻き込みにも気をつけましょう。いつの世も、戦争を始めるのは、決して戦場に行くことのない人です。一億二千万の命を預かっている人には、無責任な言動を厳に慎んでほしいです。